

令和4年12月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係追号2)

熊 本 県

議案目録（条例等関係追号2）

第 52 号 公害審査会委員の任命について	(1)
第 53 号 公害審査会委員の任命について	(3)
第 54 号 公害審査会委員の任命について	(5)
第 55 号 公害審査会委員の任命について	(7)
第 56 号 公害審査会委員の任命について	(9)
第 57 号 公害審査会委員の任命について	(11)
第 58 号 公害審査会委員の任命について	(13)
第 59 号 公害審査会委員の任命について	(15)
第 60 号 公害審査会委員の任命について	(17)
第 61 号 土地利用審査会委員の任命について	(19)
第 62 号 土地利用審査会委員の任命について	(21)
第 63 号 土地利用審査会委員の任命について	(23)
第 64 号 土地利用審査会委員の任命について	(25)
第 65 号 土地利用審査会委員の任命について	(27)
第 66 号 土地利用審査会委員の任命について	(29)
第 67 号 土地利用審査会委員の任命について	(31)

第 52 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山 下 雅裕美

(提案理由)

公害審査会委員 山下雅裕美は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 53 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

井上陽介

(提案理由)

公害審査会委員 井上陽介は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 54 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

福 西 武 夫

(提案理由)

公害審査会委員 福西武夫は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 55 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

川 口 恵 子

(提案理由)

公害審査会委員 川口恵子は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 56 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

飯野直子

(提案理由)

公害審査会委員 飯野直子は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 57 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

川 井 敬 二

(提案理由)

公害審査会委員 村上泰浩は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 58 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮 崎 隆 一

(提案理由)

公害審査会委員 水足秀一郎は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 59 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

野口 寛康

(提案理由)

公害審査会委員 守永和夫は、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 60 号

公害審査会委員の任命について
熊本県公害審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

牛島 智子

(提案理由)

公害審査会委員 福島ゆかりは、令和5年1月9日に任期が満了するので、新たに公害審査会委員を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 61 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事、蒲 島 郁 夫

渡 辺 絵 美

(提案理由)

土地利用審査会委員 渡辺絵美は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 62 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

塩 本 一 丸

(提案理由)

土地利用審査会委員 伊牟田徹は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 63 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

皆川朋子

(提案理由)

土地利用審査会委員 皆川朋子は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 64 号

土地利用審査会委員の任命について

熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

村 上 希理子

(提案理由)

土地利用審査会委員 村上希理子は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 65 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

山下 浩次

(提案理由)

土地利用審査会委員 下舞陸哉は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 66 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

陶 山 えつ子

(提案理由)

土地利用審査会委員 陶山えつ子は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 67 号

土地利用審査会委員の任命について
熊本県土地利用審査会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

佐藤 加寿子

(提案理由)

土地利用審査会委員 山口泰史は、令和4年12月23日に任期が満了するので、新たに土地利用審査会委員を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。